

国民健康保険課からのお知らせです

1. 国民健康保険税の税率・税額が変わります。

沖縄県は令和6年度に「県内保険料(税)水準の統一化」を目指していますが、本市の現行税率は、県が示す標準保険税率とは開きがあります。また、恒常的な赤字財政が続いている国民健康保険特別会計の単年度赤字を解消するため、令和4年度から国民健康保険税の税率・税額を改定することとなりました。

国保加入者の皆様にはご負担をお願いすることになりますが、お互いを支え助け合う国民健康保険制度の趣旨をご理解いただき、本市国保の健全な運営に向けて、ご協力をお願いいたします。

税率改定の概要 令和4年度以降の税率・税額内訳

※()は改定前の税率・税額となります。

内 訳	所得割	均等割	平等割
医療分	7.30% (6.77%)	19,800円 (16,100円)	22,800円 (22,300円)
後期高齢者支援分	2.66% (2.46%)	6,900円 (5,600円)	8,000円 (7,900円)
介護分(40歳以上65歳未満の方)	2.67% (2.47%)	8,300円 (5,800円)	6,600円 (7,600円)

2. 国民健康保険税の賦課限度額が引き上げられます。

地方税法施行令の改正に伴い、令和4年度から賦課限度額が引き上げられます。

	医療分	後期高齢者支援分	介護分	合計
改正前	63万円	19万円	17万円	99万円
改正後	65万円	20万円	17万円	102万円

3. 未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の軽減措置について。

子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、令和4年度から未就学児の被保険者にかかる均等割額を5割減額します。低所得者の軽減制度が適用されている世帯は、軽減後(7割・5割・2割軽減)の額からさらに5割減額となります。

*申請は不要です。

新型コロナウイルス感染症関連

新型コロナウイルス感染症の影響により国保税の納付が困難となった場合、申請により徴収猶予や減免が受けられる可能性があります。詳しくは、市のホームページまたは国民健康保険課までお問い合わせください。

4. 「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

現在交付を受けている方は、有効期限が7月31日までとなっております。8月1日以降も適用を受けたい方は、7月1日(金)から更新申請の受付を開始していますので、8月末日までに窓口にてお手続きをお願いします。

○受付時間 ・8:30~12:00 ・13:00~17:15

○申請に必要なもの ・対象者の被保険者証 ・来所する方(届出人)の身分証

問い合わせ：国民健康保険課 ☎ 098-893-4411 保険税係 内線 4245・給付係 内線 4223